

## 相楽郡広域事務組合規則第 2 号

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部  
を改正する規則

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 5 6  
年 8 月制定）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号を削る。

同条第 2 号を同条第 1 号とする。

同条第 3 号及び第 4 号を削る。

同条第 5 号中「施行令第 3 条第 1 号及び第 3 号」を「法第 7 条第 5  
項の規定に適合し、施行令第 3 条第 1 号」に改め、同号を第 2 号とす  
る。

同条第 6 号中「厚生省関係、浄化槽法施行規則（昭和 6 0 年 1 0 月  
1 日）第 1 1 条に定められた技術上の基準に適合する設備、器材を有  
し」を「浄化槽法施行規則（昭和 5 9 年厚生省令第 1 7 号）第 1 1 条  
に定められた技術上の基準に適合し」に改め、同号を第 3 号とする。

### 附 則

この規則は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部  
を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 (略) (処理業の許可基準)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(1)</u> 申請者が自ら業務を実施するものであること。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p><u>(2)</u> 一般廃棄物処理業にあつては、申請者が浄法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を有する者であるとともに、<u>法第7条第5項の規定に適合し、施行令第3条第1号に定められた事項を実施するために必要な人員、車両、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ業務を適確に遂行できる能力を有する者であること。</u></p> <p><u>(3)</u> 浄化槽清掃業にあつては、申請者が、<u>浄化槽法施行規則</u>（昭</p>	<p>第1条～第8条 (略) (処理業の許可基準)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>(1) 申請者が組合市町村内に住所を有する者（法人にあつては、組合市町村内に主たる事務所又は営業所を有する者）であること。</u></p> <p><u>(2)</u> 申請者が自ら業務を実施するものであること。</p> <p><u>(3) 申請者が法第7条第2項第4号イからハまでのいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>(4) 申請者が法人である場合には、その役員のうち前号に該当する者がいないこと。</u></p> <p><u>(5)</u> 一般廃棄物処理業にあつては、申請者が浄法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を有する者であるとともに、<u>施行令第3条第1号及び第3号に定められた事項を実施するために必要な人員、車両、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ業務を適確に遂行できる能力を有する者であること。</u></p> <p><u>(6)</u> 浄化槽清掃業にあつては、申請者が、<u>厚生省関係、浄化槽法</u></p>

和59年厚生省令第17号) 第11条に定められた技術上の基準に適合しかつ同規則第3条に定められた清掃の基準を適確に遂行できる能力を有する者であること。

第10条～第17条 (略)

施行規則(昭和60年10月1日) 第11条に定められた技術上の基準に適合する設備、器材を有しかつ同規則第3条に定められた清掃の基準を適確に遂行できる能力を有する者であること。

第10条～第17条 (略)